

宮城県内水面漁業調整規則

(平成十一年十二月二十八日宮城県規則第百二十二号)

改正

平成一二年	三月三十一日規則第一二三号
平成一三年	一月五日規則第一一号
平成一三年	三月三十一日規則第七七号
平成一三年	九月一〇日規則第一〇九号
平成一五年	四月三〇日規則第六〇号
平成一七年	三月三十一日規則第八二号
平成一八年	二月二十二日規則第一一三号
平成二〇年	三月三十一日規則第五九号
平成二一年	二月三日規則第五号

宮城県内水面漁業調整規則をここに公布する。

宮城県内水面漁業調整規則

目次

第一章	総則(第一条―第六条)
第二章	採捕の許可(第七条―第二十四条)
第三章	法定知事許可漁業の許可及び取締り等(第二十五条―第五十四条)
第四章	水産資源の保護培養及び漁業取締り等(第五十五条―第六十七条)
第五章	罰則(第六十八条―第七十一条)
附則	

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条の規定に基づき、県の内水面における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整並びにこれらの法律の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(平二〇規則五九・一部改正)

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。

第三条 削除

(平一二規則一二三)

(代表者の届出)

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、別記様式第一号又は別記様式第二号によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記様式第三号
- 二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 別記様式第四号
- 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 別記様式第五号

(平一三規則七七・一部改正)

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第三号の手続第三種漁業の地方名称は、貝けた漁業とする。

第二章 水産動植物の採捕の許可

(水産動植物の採捕の許可)

第七条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

一 さし網(複合式さし網を除く。)

二 小型定置網

三 す建

四 やな

五 地びき網

六 待網漁法(柵又は杭を設け、かつ、四手網又は袋網を使用する場合に限る。)

(許可の申請)

第八条 前条の規定による許可(以下単に「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可の有効期間)

第九条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第十条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に別記様式第七号による許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十一条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又

は従事者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(平一二規則一二三・一部改正)

(許可証の譲渡等の禁止)

第十二条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第十三条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十五条 採捕の許可を受けた者が、前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第八号による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 第八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(許可証の書換交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、別記様式第九号による申請書を提出して、知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十七条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、別記様式第十号による申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第十八条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十五条の許可をしたとき。

二 第十六条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請のあったとき。

三 第二十三条第一項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第十九条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、その許可証を知事に返納しなければならぬ。

前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前二項の手続をしなければならない。

(平二三規則七七・一部改正)

(許可をしない場合)

第二十条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、採捕の許可をしない。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

二 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(許可の取消し)

第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第二十二条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(平一二規則二三・平一三規則一〇九・一部改正)

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第二十三条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付し、取り消し又は採捕を停止させることができる。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行うことができる。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の附加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第二十一条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

(許可の失効)

第二十四条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(平一三規則七七・一部改正)

第三章 法定知事許可漁業の許可及び取締り等

(許可の申請)

第二十五条 漁業法第六十六条第一項の規定に基づく小型機船及び網漁業の許可(以下単に「漁業の許可」という。)を受けようとする者

は、船舶ごとに別記様式第十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四十一条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る漁業の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第三十八条第一項、第四十三条及び第四十四条第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る許可の申請をした者が当該申請をした後死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第一項の申請書のほか、許可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（平一三規則七七・一部改正）

（許可の有効期間）

第二十六条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第四十三条又は第四十四条第一項の規定によって許可した場合は従前の許可の有効期間とする。

2 前項の有効期間は、定数漁業については同一の期日に満了するよう定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、第一項に規定する期間より短い期間を定めることができる。

（許可証の交付）

第二十七条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に別記様式第十二号による許可証を交付する。

（許可証の携帯義務及び譲渡等の禁止）

第二十八条 第十一条及び第十二条の規定は、漁業の許可を受けた者に準用する。この場合において、第十一条第一項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可」と、「漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするとき」とあるのは「漁業を操業するとき」と、「従事者」とあるのは「操業責任者」と、同条第二項中「漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするとき」とあるのは「漁業を操業するとき」と、「従事者」とあるのは「操業責任者」と、第十二条中「採捕」とあるのは「漁業」と読み替えるものとする。

(許可番号の表示)

第二十九條 漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両げん側の中央部又は船橋の両側に別記様式第十三号による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可等の制限又は条件)

第三十條 第十三条の規定は、漁業の許可又は第三十七条第一項の起業の認可について準用する。この場合において、「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可又は起業の認可」と、「当該許可」とあるのは「当該許可又は起業の認可」と読み替えるものとする。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第三十一條 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可等)

第三十二條 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、漁業の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第十四号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 第八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(許可証の書換交付の申請)

第三十三條 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、すみやかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき)、別記様式第十五号による申請書を提出して、知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第三十四條 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、別記様式第十六号による申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第三十五條 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第三十二条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

二 第三十三条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請のあったとき。

三 第四十五条第二項の規定による届出があったとき。

四 第四十七条第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

（許可証の返納）

第三十六条 第十九条の規定は、漁業の許可証の返納について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可」と読み替えるものとする。

（起業の認可）

第三十七条 漁業の許可を受けようとする者で現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとにあらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに別記様式第十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第二十五条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請について準用する。

第三十八条 知事は、起業の認可を受けた者が当該起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、当該申請の内容が当該起業の認可を受けた内容と同一であるときは、次条において読み替えて準用する第二十条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をす

るものとする。

2 起業の認可を受けた者が当該起業の認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、当該起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

（許可等をしなない場合）

第三十九条 第二十条の規定は、漁業の許可又は起業の認可をしなない場合に準用する。この場合において、同条第一項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可又は起業の認可」と、同項第一号中「申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合」とあるのは「申請者が第四十条に規定する適格性を有する者でないとき。」と、同条第二項及び第四項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可又は起業の認可」と読み替えるものとする。

(許可等についての適格性)

第四十条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- 二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第四十一条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められていない場合において、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることができる。

2 知事は、第一項の定数を定める場合には、あらかじめ内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

3 漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は第一項の規定により知事が定めた定数とみなす。

4 知事は、第一項の定数(前項の規定により知事が定めたときとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。

5 第二項及び前項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更し、又は廃止する場合に準用する。

(許可等の基準)

第四十二条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

- 一 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は内水面漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。
- 二 当該漁業の従事者が、当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて許可又は認可するとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、当該申請をした者のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が、第二十五条第三項(第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合)にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が、当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており、又は受けていた者)にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めて

した申請（当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は起業の認可をするものとする。

一 当該漁業の操業状況

二 各申請者が当該漁業に依存する程度

三 前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

（許可等の特例）

第四十三条 知事は、定数漁業について、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第三十九条において読み替えて準用する第二十条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該許可の有効期間中に当該許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

二 漁業の許可を受けた者が、当該許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（当該許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

第四十四条 知事は、定数漁業に係る漁業の許可を受けた者から、当該許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第三十九条において読み替えて準用する第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営むとき又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該

漁業を営む場合その他これらに準ずるとき。

二 漁業の許可を受けた者が、当該許可に係る船舶の合計総トン数が別に定める規模に達しない場合において、その規模に達するため他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は内水面漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めるものを営み、若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人であるとき。

四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとするとき。

2 知事は、前項第二号又は第三号の規定に基づき別に定めようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて定め、定めたときはこれを公示する。これらの定めを変更し、又は廃止しようとするときも、また同様とする。

(平一三規則七七・一部改正)

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第四十五条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めるときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(平一三規則七七・一部改正)

(許可等の取消し)

第四十六条 第二十一条及び第二十二条の規定は、漁業の許可又は起業の認可の取消しについて準用する。この場合において、第二十一条

第一項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可又は起業の認可」と、「前条第一項第一号の規定に該当することとなったとき」とあるのは「第四十条に規定する適格性を有する者でなくなったとき」と、「その許可」とあるのは「当該漁業の許可又は起業の認可」と、同条第二項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可又は起業の認可」と、第二十二條第一項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可」と、同条第二項中「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可又は起業の認可」と、第二十二條第二項中「採捕の許可」とあるのは「休業したとき」と、同条第二項中「採捕の許可」と

あるのは「漁業の許可」と、「次条第一項の規定」とあるのは「第四十七条第一項若しくは第五十条の規定」と、「水産動植物の採捕を停止した期間」とあるのは「操業を停止された期間」と、同条第三項中「前条第二項の規定」とあるのは「第二十一条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2 漁業の許可を受けた者が、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならぬ。

3 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)

第四十七条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付し、取り消し又は操業を停止させることができる。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業のすべての許可について行うことができる。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の附加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第二十一条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。この場合において「採捕の許可」とあるのは「漁業の許可又は起業の認可」と読み替えるものとする。
(許可等の失効)

第四十八条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第四十五条第一項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する場合を除き、当該漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該漁業の許可は、その効力を失う。

3 漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。

一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還しその他当該船舶を使用する権利を失ったとき。

(夜間操業の禁止)

第四十九条 小型機船底びき網漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(許可船舶に対するてい泊命令及び検査)

第五十条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶のてい泊を命ずることができる。漁業法第三百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、また同様とする。

2 前項前段の規定によるてい泊期間は、四十日をこえないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第一項後段の規定によるてい泊期間は、十日をこえないものとする。

(平一五規則六〇・一部改正)

(船長等の乗組み禁止命令)

第五十一条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(平一五規則六〇・一部改正)

(無許可船に対するてい泊命令)

第五十二条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることができる。

2 前項の規定によるてい泊期間は、四十日をこえないものとする。

3 第五十条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

(平一五規則六〇・一部改正)

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第五十三条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又はみずからこれらの設備の封印をすることができるとができる。

(停船命令)

第五十四条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をする必要があると認めるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 別記様式第十七号による信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(平一五規則六〇・一部改正)

第四章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第五十五条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。
（禁止期間）

第五十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる禁止期間は、これを採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	一月一日から六月三十日まで
さくらます（海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。第五十七条第二項において同じ。）	十月一日から翌年の二月末日まで
やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。次条において同じ。）	十月一日から翌年の二月末日まで
いわな	十月一日から翌年の二月末日まで
さけ	一月一日から十二月三十一日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（平一三規則一〇九・一部改正）

（全長の制限）

第五十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

水産動物	全長
うなぎ	全長二十センチメートル以下
やまめ	全長十五センチメートル以下
いわな	全長十五センチメートル以下

- 2 やまめ、さくらます又はいわなの放産した卵は、これを採捕してはならない。
- 3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(漁具漁法の制限及び禁止)

第五十八条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 瀬干漁法
- 三 文鎮こぎ漁法（方言金棒びき漁法を含む。）
- 四 火光利用の漁法
- 五 ガラス製のせんによる漁法
- 六 複合式さし網

第五十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合にあつては、当該漁具又は漁法は、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならない。

名称	範囲
四手網	網目十五センチメートルにつき十四節以下
す建	簧 ^ナ の目の間隔三センチメートル以上
貝けた網	けたの長さ 一メートル以下 使用する網の数 二統以下

(禁止区域)

第六十条 次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- 一 次の表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表の下欄に掲げる区域

河川名	区域
旧北上川	左岸石巻市桃生町脇谷字上の山地先と右岸登米市津山町柳津字谷木地先の間に位置する脇谷洗堰の上流端から上流百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域 登米市豊里町中谷岐地先の鵜波洗堰の上流端から上流百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域

北 上 川	石巻市成田地内の北上大堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域
江 合 川	左岸大崎市古川瀨尻地先と右岸同市古川鶴ヶ塚地先の間に位置する右京江堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流百メートルまでの区域
鳴 瀬 川	大崎市古川清水地内の三丁目堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流百メートルまでの区域 大崎市岩出山下一栗地内の岩出山大堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流百メートルまでの区域 左岸大崎市鳴子温泉字赤這地先と右岸同市鳴子温泉字車湯地先の間に位置する東北電力株式会社池月発電所取水堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流百メートルまでの区域
田 川	左岸加美郡加美町字上川原一番地先と右岸同町米泉地先の間に位置する上川原堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流百メートルまでの区域 左岸加美郡加美町字小瀬蟹沢地先と右岸同町字芋沢堰場地先の間に位置する八ヶ村堰の上流端から上流百メートル及び上流端から下流三百メートルまでの区域
大 滝 川	加美郡加美町宮崎地内の谷地森堰の上流端から上流百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域 左岸加美郡加美町字鹿原谷地袋地先と右岸同町字鹿原堰ノ沢地先の間に位置する小山堰の上流端から上流百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域
広 瀬 川	左岸仙台市若林区河原町一丁目地先と右岸同市太白区根岸地先の間に位置する郡山堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域 左岸仙台市若林区土樋地先と右岸同市太白区越路地先の間に位置する愛宕堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域
名 取 川	仙台市青葉区郷六地内の東北電力株式会社三居沢発電所取水堰（通称北堰という。）の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域 左岸仙台市太白区山田地先と右岸名取市高館熊野堂字五反田十六ー四地先の間に位置する名取川頭首工の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域 左岸仙台市太白区茂庭地先と右岸名取市高館熊野堂字今成北十五ー六地先の間に位置する東北電力株式会社人來田発

	電所取水堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域
阿武隈川	左岸仙台市太白区茂庭地先と右岸同区坪沼地先の間に位置する東北電力株式会社茂庭発電所取水堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域
	左岸岩沼市南長谷地先と右岸亘理郡亘理町逢隈田沢地先の間に位置する阿武隈大堰の上流端から上流百メートル及び上流端から下流二百メートルまでの区域
白石川	左岸柴田郡柴田町槻木白幡地先と右岸同町下名生地先の間に位置する稻荷山堰の上流端から上流百メートル及び上流端から下流百メートルまでの区域
	左岸白石市福岡蔵本字薬師堂地先と右岸同市福岡蔵本字岩ノ上地先の間に位置する白石川砂防堰の上流端から上流二百メートル及び上流端から下流百メートルまでの区域

二 登米市大徳寺境内御池、同市寺川本流全域、同市南沢川の左岸（津山町柳津字幣崎と津山町横山字細屋の字界）と右岸（津山町柳津字黄牛深畑と津山町横山字山梨子坂の字界）を結んだ線から水沢川との合流点までの区域及び同市北沢橋上流端から上流千メートルの所から南沢川合流点に至る北沢川の区域

（平一五規則六〇・平一七規則八二・平一八規則一一三・一部改正）

第六十一条 削除

（平二〇規則五九）

（砂れきの採取禁止）

第六十二条 第六十条に規定する禁止区域においては、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつてはこの限りでない。

一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合

二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第七条に規定する都道府県知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等

がされた場合

(平一二規則二三・平一三規則一一・一部改正)

(さく河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第六十三条 さく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川の流幅の五分の一以上を魚道として開通しなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第六十四条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第二十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、別記様式第二十二号による許可証を交付する。

4 知事は、第一項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第一項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、別記様式第二十三号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

8 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

9 第十一条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。

(平二〇規則五九・一部改正)

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第六十五条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第六十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し若しくは設置しなければならない。

(漁獲成績報告書の提出)

第六十七条 漁業法第六十六条第一項の規定に基づく漁業の許可を受けた者は、次の表の中欄に掲げる漁獲成績報告書を同表の下欄に掲げる提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業	当該操業期間の漁獲成績報告書	操業期間の経過後漁期一月以内

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めるものとする。

(平二〇規則五九・一部改正)

第五章 罰則

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条、第十四条、第三十一条、第四十九条、第五十五条第一項、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十三条又は第六十四条第六項の規定に違反した者

二 第十三条(第三十条において準用する場合を含む。)、第二十三条第一項、第四十七条第一項又は第六十四条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第二十三条第一項又は第四十七条第一項の規定による採捕の停止又は操業停止の命令に違反した者

四 第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条又は第五十五条第二項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額

を追徴することができる。

(平二〇規則五九・一部改正)

第六十九条 第十一条第一項(第二十八条及び第六十四条第九項において準用する場合を含む。)又は第二十九条の規定に違反した者は、科料に処する。

(平二〇規則五九・一部改正)

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平二二規則五・一部改正)

第七十一条 第十一条第三項(第二十八条及び第六十四条第九項において準用する場合を含む。)、第十二条(第二十八条において準用する場合を含む。)、第十六条、第十七条、第十九条第一項若しくは第二項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第三十四条、第四十五条第二項、第四十六条第二項若しくは第三項又は第六十四条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(平二〇規則五九・一部改正)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)附則第七項の規定によりなお効力を有するものとされる旧宮城県漁業調整規則(昭和二十六年宮城県規則第七十五号。以下「旧規則」という。)に基づいてした許可その他の処分であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則に基づいてすることができるとするに限り、この規則に基づいてした許可その他の処分とみなす。この場合において、許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。

3 この規則の施行の際、現に知事が交付している許可証は、前項後段の規定による許可の有効期間の満了の日までは、この規則の規定に

より交付した許可証とみなす。

4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりされている申請は、この規則の相当の規定によりされた申請とみなす。

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 毎年十一月一日から二月末日までの間におけるさけの採捕に係る第六十四条の適用については、当分の間、同条第一項中「試験研究、教育実習又は増殖若しくは養殖のための種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）」とあるのは「試験研究、教育実習、増殖若しくは養殖のための種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）又は知事がさけ資源の保護培養に資すると認める事業」と読み替えるものとする。
（宮城県漁業調整規則の一部改正）

7 宮城県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一二年規則第一二三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に知事に対してなされた改正前の第三条の規定による申請又は届出に係る経由又は副申書の添付については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の第十一条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の第十一条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則（平成一三年規則第一一号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七七号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年規則第一〇九号）

この規則中第五十六条第一項の改正規定は公布の日から、第二十二條第二項の改正規定は平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年規則第六〇号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。ただし、第六十条第一号の表の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年規則第八二号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年規則第一一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第五九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の宮城県内水面漁業調整規則に基づく許可又は起業の認可であつて、現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の宮城県内水面漁業調整規則によって許可又は認可されたものとみなす。

- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。